

継続取引一括輸出承認取扱要領

輸出注意事項 2 4 第 1 号 (24.2.10・平成 24・01・23 貿局第 1 号)

輸出貿易管理令 (昭和 2 4 年政令第 3 7 8 号。以下「輸出令」という。) 第 2 条 第 1 項第 1 号の規定に基づく承認であって、継続的な取引を有する者が行う特定の貨物の輸出について一括して承認を行うものについて、承認の要件、承認に付する条件、申請手続及び有効期限等を次のとおり定める。

1 継続取引一括輸出承認 (以下「一括輸出承認」という。) の要件

輸出令別表第 2 の 2 1 の 3 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合であって、次の要件を全て満たす者に一括輸出承認を行う。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 号) 第 5 0 条の 2 7 の規定に基づく業務の届出を行った者
- (2) 一括輸出承認申請日前 1 年間に、同一の輸入者 (買主及び荷受人をいう。以下同じ。) 向け、同一の貨物の輸出承認証取得件数が 6 件以上又は承認申請日前の 3 年間に於けるそれぞれの 1 年間に、同一の輸入者向け、同一の貨物の輸出承認証取得件数が 2 件以上であって、取得した当該輸出承認証において輸出の実績が確認できる継続的な取引関係を有する者
- (3) 社内輸出管理体制が整備されている者
- (4) 輸出貿易管理規則 (昭和 2 4 年通商産業省令第 6 4 号。以下「輸出規則」という。) 第 1 条の 2 で定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請できる者
- (5) 一括輸出承認を使用して当該貨物を輸出しても我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないことが確認できる者

2 一括輸出承認の範囲

輸出令別表第 2 の 2 1 の 3 の項の中欄に掲げる貨物のうち、アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン及び硫酸の 6 貨物とする。

3 一括輸出承認の申請手続

(1) 一括輸出承認の申請方法

一括輸出承認の申請手続は、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について (平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け輸出注意事項 1 2 第 1 5 号・輸入注意事項 1 2 第 8 号) に定めるところによる。

(2) 一括輸出承認の申請窓口

一括輸出承認の申請は、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に行わなければならない。

(3) 申請に必要な情報等

一括輸出承認の申請を行う場合は、輸出規則第1条の2に規定する専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申請様式に記載すべき事項（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「申請項目通達」という。）別表第19）を入力し、次の（イ）～（ニ）の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出しなければならない。

(イ) 1(2)の要件を確認できる輸出承認証両面の写し（書面により輸出承認証の発給を受けた場合に限る。）

(ロ) 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し

(ハ) 社内輸出管理体制が整備されていることを証する次の書類

① 組織図

② 受注から出荷までのフロー図

(注) 承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求められることがある。

(ニ) その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

4 一括輸出承認の条件

一括輸出承認には、別紙に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

5 一括輸出承認証の変更

一括輸出承認を受けた者は、申請者、買主、荷受人の名称若しくは住所又は仕向地に変更が生じたときは、輸出規則第1条の2に規定する専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申請様式に記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を入力し、変更を要することを証する書類の写し及び原本証明書を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出しなければならない。

なお、取引の内容を変更しようとするときは、新たに承認の申請を行い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

6 一括輸出承認の有効期限

一括輸出承認の有効期限は、その承認が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、5に基づく変更の申請である場合には、変更前の承認の有効期限まで

の範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

7 一括輸出承認の更新

(1) 一括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、一括輸出承認証の有効期限満了日前1年間に、同一の輸入者向け、同一の貨物の輸出契約件数が6件以上又は一括輸出承認証の有効期限満了日前の3年間に於けるそれぞれの1年間に、同一の輸入者向け、同一の貨物の輸出契約件数が2件以上であって、各輸出契約に基づく輸出の実績が一括輸出承認証を使用して輸出したことが確認でき、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において承認を行う。

(2) 更新のための手続

一括輸出承認の更新を行う場合は、輸出規則第1条の2に規定する専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申請様式に記載すべき事項(申請項目通達別表第19)を入力し次の(イ)～(ホ)の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出しなければならない。

(イ) 継続的取引実績表(様式)

(ロ) (イ)に記載した輸出の実績を証する書類

(ハ) 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し

(ニ) 社内輸出管理体制が整備されていることを証する書類

① 組織図

② 受注から出荷までのフロー図

(注) 承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求められることがある。

(ホ) その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

8 一括輸出承認の取消

経済産業大臣は、一括輸出承認を受けた者が法令若しくは承認の条件に違反したとき、継続取引一括輸出承認取扱要領1の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれから必要があると認めるときは、当該承認を取り消すことがある。

別紙

- (1) 一括輸出承認に基づき輸出を行った際の関係書類は、輸出時から少なくとも、5年間保存し、その内容について報告を求められたときは、報告書を提出すること。
- (2) 輸入国から輸出事前通報要請を日本政府が受け入れた場合については、当該輸出承認証については効力を失う。
- (3) 一括輸出承認の範囲は、承認後においても法令及び継続取引一括輸出承認取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (4) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、継続取引一括輸出承認取扱要領1の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれがあると認められるときは、本承認が取り消されることがある。

(様式)

年 月 日

継続的取引実績表 (更新申請)

申請者
住 所
担当者名
連絡先

規制貨物名 _____

承認年月日 _____

承認番号 _____

買 主 _____

荷受人 _____

輸出 契約	契約書番号	契約年月日	輸出年月日 (初回)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				

(注) 同一契約に基づく輸出が複数回あっても初回の輸出の実績のみ記載